

第100回定時株主総会招集ご通知添付書類

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

東洋建設株式会社

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営成績及びセグメントの状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制約が徐々に緩和される中で持ち直しの動きが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、半導体などの供給不足や原材料価格の高騰等による下振れリスクも顕在化しました。

建設産業におきましては、公共投資は防災・減災、国土強靱化施策により底堅く推移しており、民間投資においても物流や製造業を中心に持ち直しの動きが見られ、概ね堅調に推移いたしました。一方で、原油・資材価格や労務費などのコスト増加による業績への影響が懸念されております。

このような中、当社グループは、中期経営計画“Being a resilient company”の2年目となる当連結会計年度をレジリエント企業への変貌を加速させる年と位置付けました。カーボンニュートラルへの対応などの環境変化を認識し、洋上風力発電施設の建設事業といった将来に向けての新たな成長戦略を推進し、基幹3事業である国内土木、国内建築、海外建設各事業における重点施策を力強く実行するとともに、グループ力を最大限に発揮し、計画の目標達成に向けて取り組んでまいりました。

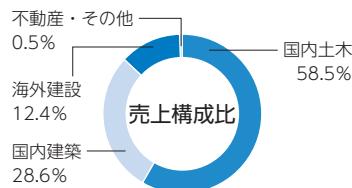
国内土木事業におきましては、当社の基盤である海上工事の安定的シェア確保及び成長ドライバーである洋上風力関連事業の強化に向けた取り組みのほか、民間及び陸上工事の受注拡大に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高及びセグメント利益は、当期受注工事の減少に加え、前期と比較して大型の設計変更を獲得した工事が少なかったことなどにより前期から減収減益となりました。

国内建築事業におきましては、営業利益を安定的に確保するため、組織営業力の強化や強いコスト競争力・調達力による収益力の向上及びBIM (Building Information Modeling) 活用による生産性の向上に努めたほか、収益構造変革に向けた対策にも積極的に取り組んでまいりました。当連結会計年度の売上高及びセグメント利益は、前期からの繰越工事を含め受注から着工までに時間を要する設計施工案件が多く、主に来期以降に順次着工することなどから、前期から減収減益となりました。

海外建設事業におきましては、地域に根差した事業展開を継続し、取り組み分野の拡大、コス

ト競争力強化、リスクコントロール、人材育成により、各拠点が補完しあえる安定した事業の実現に向けて基盤強化に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高は、ケニア、インドネシアの大型港湾工事やフィリピンの河川改修工事が順調に進捗したことにより、前期から増収となりました。セグメント利益は、各工事において設計変更が順調に獲得できたことにより採算が大幅に改善し、プラスに転じました。

売 上 高	152,524百万円
営 業 利 益	9,616百万円
経 常 利 益	9,139百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,863百万円



当社グループの建設事業における連結受注高につきましては、国内土木事業は前期比32.1%減の768億7百万円、国内建築事業は前期比21.2%増の672億90百万円、海外建設事業は前期比1,024.7%増の403億5百万円となりました。

主な受注工事は以下のとおりであります。

フィリピン共和国	パシッグ・マリキナ河川改修（フェーズ4）（パッケージ2・3）
国土交通省	令和3年度鹿児島港（谷山二区）係留施設築造工事（第2次）
公益財団法人 東京都都市づくり公社	清瀬市公共下水道柳瀬川右岸5号雨水幹線設備その4（第2期）
株式会社 三和ドック	株式会社三和ドック海上埋立工事
霧島市	（仮称）霧島市クリーンセンター整備・運営事業建設工事
株式会社 日本エスコ	岐阜県羽島市物流施設開発P J

当社グループの建設事業における連結売上高につきましては、国内土木事業は前期比18.0%減の890億58百万円、国内建築事業は前期比10.2%減の435億86百万円、海外建設事業は前期比25.7%増の189億81百万円となりました。

主な完成工事は以下のとおりであります。

インドネシア共和国運輸省	パティンバン新港開発事業（第1期-1工事）パッケージ2
国土交通省	東京国際空港C滑走路他地盤改良工事（その2）
宮城県	平成29年度県債311地震災1464-001号 野々島地区海岸災害復旧工事
関西エアポート株式会社	関西国際空港1期島消波ブロック設置工事（1工区）
唐津市	唐津ポートレース場スタンド棟改修工事
センコー株式会社	センコー（株）岐阜羽島PDセンター新築工事

不動産事業につきましては、売上高は前期比32.2%増の6億76百万円、保険代理店業及び物品販売・リース業などからなるその他事業につきましては、前期比23.9%減の2億21百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、前期比11.8%減の1,525億24百万円となり、営業利益は、前期比32.6%減の96億16百万円、経常利益は、前期比35.2%減の91億39百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比36.1%減の58億63百万円となりました。

なお、当社の子会社であるタチバナ工業株式会社の元役員が公契約関係競売等妨害罪で起訴されており、株主の皆様にご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社はタチバナ工業株式会社の再発防止に向けた法令遵守の徹底と信頼回復への取り組みを監督してまいります。

② その他

2022年3月22日、インフロニア・ホールディングス株式会社が当社株式に対する公開買付けを発表いたしました。当社は、「建設市場の変化」と「労働市場の変化」という2つの大きな課題を解決し、持続的な企業価値の向上を実現するためには、当社単独で対応するよりも、インフロニア・ホールディングスグループへの参画を通じて、グループ各社が協力して事業を推進する体制を構築することが最良であると考え、当該公開買付けに賛同する意見表明をいたしました。

しかし、2022年5月20日付で公表いたしました「インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、当該公開買付けは不成立となり終了しております。当該公開買付けは不成立となったものの、当社は、土木・建築事業での協働の取組みを含むインフロニア・ホールディングスグループとの間の従来の資本業務提携関係を維持するとともに、今後も中期経営計画“Being a resilient company”の実現に取り組み、様々な選択肢を検討しながら、当社グループの企業価値の向上を目指してまいります。

また、2022年5月19日付で公表いたしました「合同会社Vpg及び株式会社KITEからの当社株式の全株式取得の申込みに関する書簡の受領について」のとおり、当社の筆頭株主であるダブリューケイ・ワン・リミテッド（WK 1 Limited）並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド（WK 2 Limited）及びダブリューケイ・スリー・リミテッド（WK 3 Limited）の実質的な出資者であり、山内万丈氏を代表理事とするYamauchi-No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）の日本国内の事業会社である合同会社Vpg（以下「Vpg」といいます。）及び株式会社KITE（以下「KITE」といいます。）から、当社株式に対する1株当たり1,000円での公開買付けによる当社株式の全株式取得の申込みを受けました。

当社は提案の内容を精査中ですが、今後、当社の特別委員会との協議やYFO、Vpg及びKITEとの面談等も適宜行った上で、当社取締役会の方針を決定する予定です。

当社グループの受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	(64,598) 63,545	76,807	89,058	51,294
	国内建築	57,684	67,290	43,586	81,388
	海外建設	(10,539) 10,762	40,305	18,981	32,086
	計	(132,822) 131,992	184,403	151,626	164,769
不動産事業		0	676	676	0
その他事業		0	221	221	0
合 計		(132,822) 131,992	185,301	152,524	164,769

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	(60,608) 59,555	66,239	79,623	46,171
	国内建築	57,579	66,528	42,769	81,338
	海外建設	(8,631) 8,726	32,348	13,521	27,554
	計	(126,818) 125,861	165,115	135,913	155,063
不動産事業		0	657	657	0
合 計		(126,818) 125,861	165,772	136,570	155,063

- (注) 1. 国内土木の前期繰越高の上段 () 表示額は、前期における次期繰越高を、下段表示額は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首より前に遡及適用した場合の数値となっております。
2. 海外建設の前期繰越高の上段 () 表示額は、前期における次期繰越高を、下段表示額は、当期の外国為替相場の変動額を反映させたものを表しております。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は14億円であり、主なものはソフトウェアなどです。

(3) 資金調達の状況

2022年3月に金融機関1行と総額50億円、期間1年のコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結いたしました。なお、2020年9月に金融機関7行と総額100億円、期間3年のシンジケーション方式によるコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

建設産業におきましては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により公共建設投資は堅調に推移すると見込まれますが、民間設備投資については昨今の世界情勢による企業収益の圧迫が懸念され、先行きに不透明感が強まっております。

このような状況の中、当社グループでは中期経営計画“Being a resilient company”の最終年度である2022年度は、レジリエント企業の実現に向けた次のステップにつなげるために、基幹3事業である国内土木、国内建築、海外建設各事業における重点施策を積み残しなく実行し、計画達成に向けて邁進してまいります。

■課題解決に向けた主な取り組み

◇会社を取り巻く課題への対応

働き方改革への対応

全ての作業所における週休二日の早期実現に向けて、社員の意識改革やICT施工の高度化のみならず、業界団体を通じた発注者への適正工期の理解促進に着実に取り組んでおります。

(2021年度進捗状況)

- ・週休二日100%達成に向け、作業所の4週8閉所率は着実に向上
- ・現場業務の効率化につながるデジタルライゼーションツールの早期導入を検討
- ・日本建設業連合会や日本埋立浚渫協会等を通じ、発注者への適正工期や施工時期平準化の理解促進の取り組み実施

- ・社員の働き甲斐向上に向けた人事制度改革の検討完了

(2022年度の取り組み)

- ・遠隔管理ソフト、データベース型の施工情報共有システム等、デジタルライゼーションツールの積極導入による現場業務の生産性向上
- ・発注者へ適正工期や施工時期平準化について継続した働きかけ
- ・時短に関する教育と指導による意識改革
- ・改正育児・介護休業法への適切な対応

建設生産体制の維持に向けた取り組み

建設産業全体の課題である担い手不足の解消に向けて、協力会社と一体となり生産性向上や建設産業の魅力向上を目標とするアクションプランを策定し実行します。

(2021年度進捗状況)

- ・協力会社が抱える問題・ニーズの把握
- ・担い手確保、生産性の向上、働き方改革、安定経営、業務支援等13項目の取り組みを掲げたアクションプランの策定完了

(2022年度の取り組み)

- ・上記のアクションプランを実行
- ・協力会社が抱える問題・ニーズの継続把握とフォローアップ

人財育成

当社の経営理念を体現できる次世代の人財を早期に育成します。

(2021年度進捗状況)

- ・階層別研修、新入社員長期育成プログラムを実施
- ・年功序列型の職能資格制度の見直しや役割、成果に応じた賃金体系拡充の検討完了

(2022年度の取り組み)

- ・生産性向上に向けた人事制度改革を実現
- ・次世代リーダー育成プログラムを検討
- ・安定的に入職者を確保できる体制を構築

建設資機材価格等の高騰及び納期遅延への対応

新型コロナウイルスの影響によるサプライチェーンの寸断やロシア・ウクライナ情勢、さらには急激な円安により、建設産業におきましては、建設資機材価格や輸送価格等の高騰、及び納期遅延が大きな課題となっております。市場コストや為替変動、及び資機材の納期状況に関する最新動向を入手し早期調達や調達先の多様化に取り組むほか、発注者との請負契約において物価スライド条項を定める等の工事採算確保に向けた対策、さらには納期に関する契約条件を明確にする等の契約履行リスクのヘッジを実施してまいります。

◇社会を取り巻く課題（SDGs）への主な対応

社会課題は成長機会のシーズであり、経営理念の実践（事業活動）を通じ、社会課題の解決に積極的に取り組んでおります。

カーボンニュートラルに向けた取り組み

洋上風力発電施設に関する事業参画と建設コスト低減の技術開発や、ZEB（Zero Energy Building）の建築技術の確立に積極的に取り組みます。

（2021年度進捗状況）

【国内土木】

- ・洋上風力発電事業の低コスト工法の技術開発を継続
- ・株式会社商船三井と洋上風力発電関連作業船の協業検討に関する覚書を締結
- ・ケーブル敷設船の建造を発表
- ・石炭灰及びバイオマス灰等によるCO₂固定・有効活用に関する要素技術を検討

【国内建築】

- ・当社初の設計施工「ZEB Ready」（省エネにより従来の建物で必要なエネルギーを50%以下まで削減）の事務所が完成

（2022年度の取り組み）

【国内土木】

- ・洋上風力発電事業における着床式（マルチバケット）及び浮体式（TLP）の商用化を目指した技術開発

- ・ケーブル敷設船の設計に着手
- ・保有作業船にてCO₂発生を軽減させる発電機を導入
- ・石炭灰処分場でのCO₂固定化技術の実証実験を実施

【国内建築】

- ・ZEB（Zero Energy Building）、ZEH（Zero Energy House）案件に注力

途上国におけるインフラ整備に向けた取り組み

海外における最重要拠点であるフィリピンを中心に、インドネシア、ケニアといった拠点国のインフラ整備事業に継続的に参画します。

(2021年度の進捗状況)

- ・フィリピンにおいて河川改修工事を2件受注

(2022年度の取り組み)

- ・海外事業自体を成長ドライバーと捉え、地域に根差した事業展開を継続
- ・若手職員やローカルスタッフの人財育成に注力
- ・当社関係会社の「快適トイレ」を海外現場に展開
- ・現地ニーズを踏まえ衛生環境の悪い地域に「快適トイレ」の提供を検討

途上国における質の高い就学機会確保に向けた取り組み

フィリピンとケニアにおいて給付型奨学金制度の設立等を計画しております。

(2021年度の進捗状況)

- ・フィリピンにおける給付型奨学金制度の設立を計画

(2022年度の取り組み)

- ・フィリピン、ケニアにおいて特定の大学や高校に給付型奨学金制度を導入

■中期経営計画(2020年度～2022年度) “Being a resilient company”

◇基本方針

レジリエント企業*へ変貌するために、基軸（原点）を持ち、人を育て、問題に向き合い、付加価値生産性を高める

*レジリエント企業：ぶれない基軸を持ち、刻々と変化する環境にフレキシブルに対応し、厳しい逆境にも立ち向かうことができる持続可能な企業

◇基本戦略

- ①人財への投資
- ②生産体制の維持
- ③付加価値生産性の向上
- ④海外建設市場における収益力の強化
- ⑤社会課題の解決による成長

◇3年後（2023年3月期）達成目標

▶ 3年間の連結営業利益合計	300億円
▶ 連結営業利益率	6%以上
▶ 連結純資産	700億円
▶ 連結自己資本比率	45%
▶ 連結ROE	10%以上

(ご参考)

中期経営計画の進捗状況

(単位：億円)

	2021年3月期			2022年3月期			2023年3月期	
	中期経営計画	実績	計画比	中期経営計画	実績	計画比	中期経営計画	業績予想
売上高	1,750	1,729	△21	1,800	1,525	△275	1,770	1,820
国内土木	984	1,085	101	973	890	△83	986	911
国内建築	547	485	△62	585	435	△150	584	662
海外建設	211	151	△60	235	189	△46	192	240
不動産他	8	8	0	7	8	1	8	7
売上総利益	173	232	59	189	190	1	226	203
国内土木	108	178	70	118	125	7	141	132
国内建築	44	46	2	48	32	△16	56	48
海外建設	17	2	△15	19	27	8	22	19
不動産他	4	4	0	4	5	1	5	4
営業利益	81	142	61	91	96	5	128	97
営業利益率	4.6%	8.2%	3.6%	5.1%	6.3%	1.2%	7.2%	5.3%
経常利益	77	141	64	90	91	1	126	96
当期純利益*	50	91	41	59	58	△1	83	65

*親会社株主に帰属する当期純利益

純資産	593	658	65	636	698	62	700	740
自己資本比率	42.0%	43.1%	1.1%	43.0%	50.2%	7.2%	45.0%	—
ROE	8.7%	15.3%	6.6%	9.3%	8.9%	△0.4%	11.8%	9.1%

※計画値は2020年3月25日に発表した数値

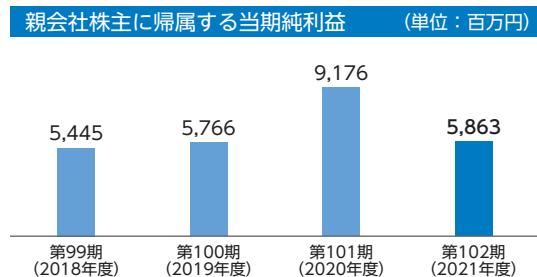
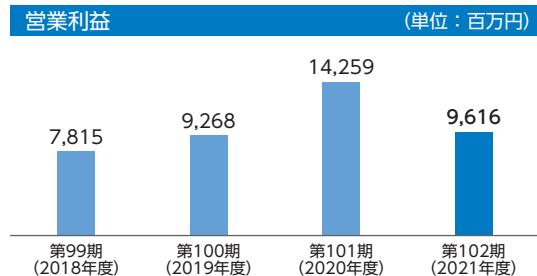
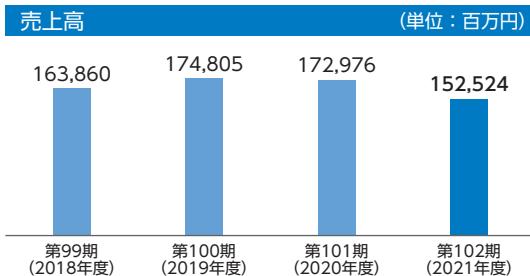
※3年間の連結営業利益合計：333億円（予想）

※連結営業利益率の3年間平均：6.6%（予想）

なお、業績予想につきましては、本資料発表日において入手可能な情報に基づき当社で判断したものであり、実際の業績は様々な要因によって予想値と異なる場合があります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の推移



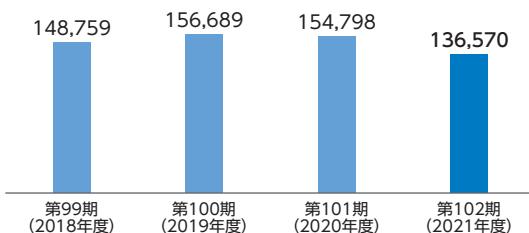
区 分	第99期 (2018年度)	第100期 (2019年度)	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)
受 注 高 (百万円)	175,841	135,703	173,110	185,301
売 上 高 (百万円)	163,860	174,805	172,976	152,524
内 建 設 事 業 (百万円)	163,048	174,166	172,173	151,626
訳 兼 業 事 業 (百万円)	812	638	802	898
営 業 利 益 (百万円)	7,815	9,268	14,259	9,616
経 常 利 益 (百万円)	8,069	9,168	14,103	9,139
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,445	5,766	9,176	5,863
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	57円92銭	61円31銭	97円65銭	62円40銭
総 資 産 (百万円)	140,419	135,516	148,953	135,582
純 資 産 (百万円)	52,966	57,329	65,875	69,899

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の推移

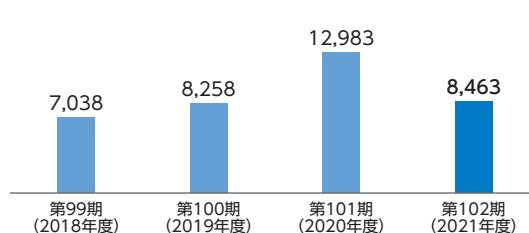
売上高

(単位：百万円)



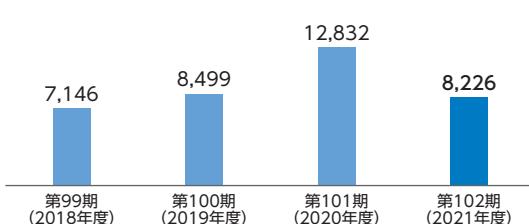
営業利益

(単位：百万円)



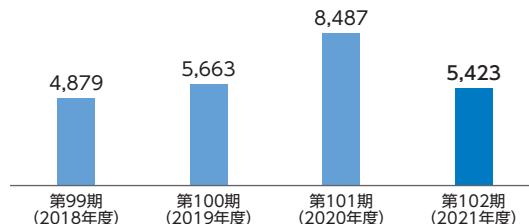
経常利益

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



区 分	第99期 (2018年度)	第100期 (2019年度)	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)
受 注 高 (百万円)	155,707	118,291	158,215	165,772
売 上 高 (百万円)	148,759	156,689	154,798	136,570
内 建 設 事 業 (百万円)	148,404	156,345	154,304	135,913
訳 不 動 産 事 業 (百万円)	354	343	494	657
営 業 利 益 (百万円)	7,038	8,258	12,983	8,463
経 常 利 益 (百万円)	7,146	8,499	12,832	8,226
当 期 純 利 益 (百万円)	4,879	5,663	8,487	5,423
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	51円90銭	60円22銭	90円32銭	57円72銭
総 資 産 (百万円)	129,278	122,593	138,202	123,115
純 資 産 (百万円)	48,950	53,272	60,377	63,505

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当会計年度の期首から適用しており、当会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社トマック	百万円 100	100	土木工事の請負及び工事用船舶・機械の設計、修理、賃貸
日下部建設株式会社	百万円 70	100	土木工事の請負及び船舶による運送
タチバナ工業株式会社	百万円 70	50	土木工事の請負及び工事用船舶の管理運営・売買
東建サービス株式会社	百万円 48	100	建築工事の請負及び建物管理
東建テクノ株式会社	百万円 30	100	建築工事の請負及び建物管理
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	千PESO 10,000	40	土木建築工事の請負

なお、東建サービス株式会社は、2022年4月1日付で東建テクノ株式会社及びとうけん不動産株式会社を吸収合併し、テクノス株式会社に商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者〔(特-29)第2405号〕として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。
不動産事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14)第1385号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、保険代理店業、物品の販売・リース事業等を行っております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本店	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号			
本社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地			
支店	北海道支店	(札幌市)	東北支店	(仙台市)
	関東支店	(東京都千代田区)	関東建築支店	(東京都千代田区)
	横浜支店	(横浜市)	北陸支店	(金沢市)
	名古屋支店	(名古屋市)	大阪本店	(大阪市)
	中国支店	(広島市)	四国支店	(高松市)
	九州支店	(福岡市)	国際支店	(東京都千代田区)
	技術研究所	鳴尾研究所(西宮市)、美浦研究所(茨城県稲敷郡美浦村)		
海外営業所	マニラ営業所、ハノイ営業所、ジャカルタ営業所、ヤンゴン営業所			

なお、ヤンゴン営業所は2022年4月1日付で出張所に組織変更いたしました。

② 主要な子会社

株式会社トマック	本社 (東京都千代田区)
日下部建設株式会社	本社 (兵庫県神戸市)
タチバナ工業株式会社	本社 (香川県高松市)
東建サービス株式会社	本社 (東京都千代田区)
東建テクノ株式会社	本社 (兵庫県西宮市)
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	本社 (フィリピン共和国)

なお、東建サービス株式会社は、2022年4月1日付で東建テクノ株式会社及びとうけん不動産株式会社を吸収合併し、テクノス株式会社に商号変更いたしました。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
国内土木事業	949 [56]	△12 [△14]
国内建築事業	360 [0]	△3 [△2]
海外建設事業	64 [167]	△6 [△7]
不動産事業	3	0
その他事業	13	0
全社 (共通)	242 [21]	△6 [△1]
合計	1,631 [244]	△27 [△24]

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (161名) 及び臨時従業員 (83名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,314名 [158名]	13名減 [14名減]	43.0歳	17.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (106名) 及び臨時従業員 (52名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	期末借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,970
株式会社みずほ銀行	830
株式会社三井住友銀行	520

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 94,371,183株
 (注) 1. 発行可能株式及び発行済株式は、全て普通株式であります。
 2. 発行済株式の総数は、自己株式43,284株を含んでおります。
- (3) 株主数 11,185名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
前田建設工業株式会社	19,047	20.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,450	10.01
ISABEL 3 LIMITED	3,976	4.21
ISABEL 2 LIMITED	3,973	4.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,972	4.21
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	3,900	4.13
MSIP CLIENT SECURITIES	3,081	3.26
東洋建設共栄会	2,829	2.99
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,703	1.80
ISABEL 4 LIMITED	1,507	1.59

- (注) 1. 持株比率は自己株式(43,284株)を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」の所有する株式346,325株は含まれておりません。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。
3. 2022年5月17日付の大量保有報告書（変更報告書No.12）において、WK 1 Limited、WK 2 Limited、WK 3 Limited及び合同会社Vpgは、2022年5月17日現在で、以下の株式を共同保有している旨が記載されております。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
WK 1 Limited	9,200	9.75
WK 2 Limited	9,190	9.74
WK 3 Limited	5,890	6.24
合同会社Vpg	1,382	1.46
合計	25,662	27.19

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付した者の人数
取締役（社外取締役を除く）	5,100株	1名

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役を除く）を対象に、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。これは、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称する信託により、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて取締役等に交付するものであります。

なお、2022年3月31日現在において、役員報酬BIP信託の所有する当社株式は、346,325株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武 澤 恭 司	執行役員社長
取締役	川 逮 正 和	執行役員副社長 建築事業本部管掌
代表取締役	藪 下 貴 弘	専務執行役員 経営管理本部長兼CSR担当
取締役	平 田 浩 美	専務執行役員 建築事業本部長兼安全環境部管掌
取締役	大 林 東 壽	専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌
取締役	福 田 善 夫	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 社外取締役 一般財団法人日本インドネシア協会 監事 一般社団法人日本スリランカ協会 監事
取締役	吉 田 豊	
常勤監査役	乙 成 哲	
常勤監査役	福 田 二 郎	
常勤監査役	染 河 清 剛	

- (注) 1. 取締役福田善夫、吉田豊の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福田二郎、染河清剛の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役福田善夫、吉田豊、常勤監査役福田二郎、染河清剛の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役乙成哲氏は、長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役福田二郎、染河清剛の両氏は、金融機関における実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2021年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役赤崎兼仁氏は辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該決議に際してはあらかじめ決議する内容について役員指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員指名・報酬委員会が当該決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会は役員指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 取締役の報酬の構成及び割合に関する方針

取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3つから構成されており、報酬等の支給割合の決定にあたっては、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保しております。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬であり、その水準は社長を100とし、役位（執行役員兼務者はその役位）に応じて定められる役位別指数に基づき決定しております。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、すべての役員及び社員の事業活動の成果が反映される連結営業利益などの企業業績のほか、当該取締役の業務における責任と成果が反映される部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度により決定しております。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬であり、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とした業績評価ポイントにより決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の基本報酬及び業績連動報酬等は月額で付与し、報酬限度額は月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）としております。また、非金銭報酬等は拠出金上限を最大4事業年度454百万円として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえ業績評価ポイントに応じて、評価対象期間終了後に普通株式を交付します。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等は、法令または当社規程の違反があった場合、若しくは任務懈怠、当社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は交付を中止します。

②監査役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

監査役の報酬等の内容の決定にあたっては、監査役の協議結果により決定しており、その報酬は基本報酬のみとし、報酬限度額は月額6百万円以内としております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬 等	その他報酬	
取締役 (うち社外取締役)	205 (27)	166 (22)	27 (-)	6 (-)	5 (5)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	43 (28)	42 (27)	-	-	0 (0)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	248 (55)	208 (49)	27 (-)	6 (-)	6 (6)	13 (4)

- (注) 1. 員数および金額には、2021年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の業績指標及び当該指標を選定した理由は「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等の内容は「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とする旨の承認をいただいております。なお、決議時における取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）でありました。また、月額報酬とは別枠で取締役に対する非金銭報酬等として、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、4事業年度（2020年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度まで）における業績評価対象期間に対し454百万円を上限として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえで業績評価ポイントに応じて取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に交付する旨の承認をいただいております。なお、決議時における本制度の対象となる取締役の員数は7名であり、その他に取締役を兼務しない執行役員18名も含まれておりました。
5. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において、月額6百万円以内とする旨の承認をいただいております。なお、決議時における監査役の員数は4名でありました。
6. その他報酬は、取締役会が特別委員会の委員として社外役員に検討を委任した事項に対する報酬です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者であります。但し、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福田善夫氏は、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズの社外取締役及び一般財団法人日本インドネシア協会の監事であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（17回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役 福田善夫	22	100	—	—
取締役 吉田豊	22	100	—	—
常勤 監査役 福田二郎	22	100	17	100
常勤 監査役 染河清剛	22	100	17	100

(注) 1. 取締役会及び監査役会における発言状況ならびに社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要

取締役福田善夫氏は、グローバル企業及び海外グループ会社における豊富な経営経験と幅広い知見をもとに、取締役会においてコーポレートガバナンス・コード対応や子会社の経営に関する意見など積極的に発言し、当社のガバナンスの強化に貢献しました。

取締役吉田豊氏は、ものづくり企業における豊富な経営経験と幅広い知見をもとに、取締役会において経営に対する的確な助言やコンプライアンス推進に関する意見など積極的に発言し、当社のガバナンスの強化に貢献しました。

また、両氏は、役員指名・報酬委員会の委員として役員の人事・報酬の審議に客観的・中立的な立場で携わったほか、特別委員会の委員としてインフロニア・ホールディングス株式会社による公開買付けに際し、取引条件について公正性・妥当性等の観点から慎重に審議・検討を行いました。

常勤監査役福田二郎、染河清剛の両氏は、経営に関する豊富な知識・経験に基づき、その専門的な見地から取締役会及び監査役会において適宜発言したほか、監査方針に従い各部門や子会社の監査を行うなど監査機能を十分に発揮しました。

さらに、上記社外役員4名は、社外役員間での情報共有や認識共有を図り、取締役会での議論の活性化につなげているほか、業務執行者ともコミュニケーションを取り、当社のガバナンスの向上に寄与されました。

2. 当社グループの不祥事に関する対応の概要

「1. (1)①経営成績及びセグメントの状況」に記載の当社子会社の元役員による不正行為について、取締役福田善夫、吉田豊及び常勤監査役福田二郎、梁河清剛の各氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。グループ会社を含めたコンプライアンス体制の強化やコンプライアンス教育の充実に向けて日頃より取締役会等で発言しておりました。また、当該事実の発見後は速やかな事実関係及び原因の究明を求めるとともに、再発防止に向けて必要な提言を行いました。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役各氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、海外における税務申告のための証明書発行業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当であると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等（下記(3)②「本対応方針の対象となる行為及び対象者」で定義します。以下同じです。）が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させて参りました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、①大規模買付者を含む特定株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、②大規模買付者を含む特定株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者を含む特定株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者を含む特定株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2020年3月25日に公表した中期経営計画“Being a resilient company”において、レジリエント企業へ変貌するために、基軸（原点）を持ち、人を育て、問題に向き合い、付加価値生産性を高めることを基本方針とし、①人財への投資、②生産体制の維持、③付加価値生産性の向上、④海外建設市場における収益力の強化、及び⑤社会課題の解決による成長を基本戦略として定めております。その上で、カーボンニュートラルへの対応等の環境変化を認識し、洋上風力発電施設の建設事業といった将来に向けての新たな成長戦略を推進し、基幹3事業である国内土木、国内建築、海外建設各事業における重点施策を力強く実行するとともに、グループ力を最大限に発揮し、計画の目標達成に向けて取り組んで参ります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、上記① a)「経営方針」に記載の経営理念の実現に向け、「人を育て」「問題に向き合い」「付加価値生産性を高める」ことを基本方針に定め、なかでもコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役7名で構成されており、社外取締役2名は独立社外取締役です。そして、社外監査役2名を含む常勤監査役3名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員指名・報酬等に係る取締役会の機能の

独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役2名及び社外取締役2名で構成され、社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができることとなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は、監査計画に基づき、本社の他、当社支店、営業所13箇所及び子会社5社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を取締役会へ定期的に報告しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2021年12月17日）をご参照ください。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議いたしました。

① 本対応方針導入の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、上記(1)「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が大規模買付行為等を受け入れるか否かについて熟慮に基づく実質的なご判断を行っていただくためには、その前提として、大規模買付者を含む特定株主グループからの十分な情報提供及び株主の皆様の検討時間を確保することが必要であると考え、本対応方針を決定しております。

このような認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等が行われるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能とし、その前提として、大規模買付者を含む特定株主グループに対して所要の情報を提供するように求めるとともに、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組み、及び大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者を含む特定株主グループに対して、本対応方針に定める手続（大規模買付ルール）に従うことを求め、当該大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を図る観点から、特別委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

② 対応方針の対象となる行為及び対象者

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- (ア) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（TOBの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- (イ) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- (ウ) 上記（ア）又は（イ）に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本（ウ）において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」と

は、大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。当該議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、当該議決権割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第

27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注5) 本文の(ウ)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(この判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の(ウ)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、合同会社Vpg並びに株式会社KITE、一般社団法人Yamauchi-No.10 Family Office(以下「YFO」といいます。)、ダブリューケイ・ワン・リミテッド(WK1 Limited)(旧Isabel 2 Limited。以下「WK1」といいます。)並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド(WK2 Limited)(旧Isabel 3 Limited。以下「WK2」といいます。)、ダブリューケイ・スリー・リミテッド(WK3 Limited)(旧Isabel 4 Limited。以下「WK3」といいます。)、株式会社プリズム・アドバイザー(旧・株式会社アスリード・アドバイザー。以下「アスリードJ」といいます。)、Aslead Capital Pte. Ltd.(以下「アスリードS」といいます。)、アスリードJの元代表取締役である門田泰人氏、YFOの最高投資責任者である村上皓亮氏を含むYFOの代表理事である山内万丈氏が強い影響力を有しているその関係者(以下、「YFOグループ」)による当社又は他の会社に対する過去の投資活動の経緯及びその結果も踏まえて、下記(a)乃至(d)のいずれかに該当する者は、「特定株主グループ」を構成する者とみなします。

(a) YFO、アスリードJ、アスリードS、WK1、WK2、WK3、Vpg及びKITE

(b) 山内万丈氏、門田泰人氏及び村上皓亮氏

(c) 上記(a)又は(b)の役員、従業員若しくはそのアドバイザー又はその共同保有者若しくは特別関係者

(d) 当社取締役会が、特別委員会の勧告を経て、上記(ア)(イ)(ウ)のいずれかに該当する者の「関係者」(注6)に該当すると合理的に認定した者

(注6) 「関係者」とは、上記(a)乃至(c)のいずれかに該当する者から市場外の相対取引若しくは東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) (但し、TOBによる場合を除く。) により当社株式を譲り受けた者、これらの者 (上記(a)乃至(c)のいずれかに該当する者を含みます。以下本 (注6) において同じです。) との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、これらの者のために行動する弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、又はこれらの者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいいます。なお、組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとしします。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合、又は上記 (ウ) に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記 (ア) 若しくは (イ) に掲げる買付行為 (明確にすべく、念のために付言すると、TOBを通じるか否かを問わず、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに (ウ) に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

③ 本対応方針の概要

(本対応方針に係る手続)

本対応方針は、上記①「本対応方針導入の目的」に記載のとおり、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報及び時間を確保することにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、導入されるものです。

当社は、本対応方針の導入を2022年6月24日に開催予定の当社第100回定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) において議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本対応方針を廃止するものとしします。

また、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する場合、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催し、所定の決議要件の下で当該対抗措置の発動承認議案を付議することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。即ち、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ、対抗措置が発動されるか否かが決定されることになり

ます。

なお、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を実施しようとする場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新たに株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動できることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等を受け入れるか否かを判断する機会を与えないという当該大規模買付者を含む特定株主グループの判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとしています。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

（特別委員会への諮問）

当社は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役2名及び弁護士1名（本時株主総会終結後においては、独立社外取締役3名）から構成される特別委員会を活用することとしており、当社取締役会は、対抗措置の発動等を判断するに当たり特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

（対抗措置の具体的内容）

当社は、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています（以下、対抗措置により割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を講じることが相当と判断される場合には、当該その他の措置を講じることがあり得るものとします。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

また、(i)「例外事由該当者」（特定株主グループに属する大規模買付者、特定株主グループに属する大規模買付者以外の者のうち当社取締役会が特別委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者及び特別関係者、並びに以上の者が実質的に支配し、又

は以上の者と共同ないし協調して行動する者として特別委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます。以下同じです。)による権利行使は認められないとの行使条件、及び/又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得するときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項、行使期間等を設けることがあります。

(株主及び投資家の皆様への影響)

本対応方針の効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本対応方針がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、例外事由該当者以外の株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、本対応方針の有効期間は、2022年5月24日から1年間とします。但し、有効期間の満了時において、特定株主グループにより大規模買付行為等が実施されるおそれが継続している場合には、当社取締役会が特別委員会の勧告を踏まえて当該おそれが消滅したと合理的に判断する時まで、本対応方針は有効に継続するものとします。なお、本定時株主総会において、本対応方針の導入につき、株主の皆様からご承認をいただけない場合には、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止いたします。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、「(1)会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が大規模買付行為等を受け入れるか否かについて熟慮に基づく実質的なご判断を行っていただくためには、その前提として、大規模買付者を含む特定株主グループからの十分な情報提供及び株主の皆様への検討時間を確保することが必要であると考えております。

このような認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等が行われるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能とし、そ

の前提として、大規模買付者を含む特定株主グループに対して所要の情報を提供するように求めるとともに、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組み、及び大規模買付行為等がなされる場合に関する手続を本対応方針に定めております。

また、本対応方針を適正に運用するとともに、当社取締役会によって（保身目的等により）当該方針に関して恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保する目的のために特別委員会を活用するものとします。

したがって、本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資するものであって、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

なお当社は、2022年5月24日開催の当社取締役会において、本対応方針、及び本対応方針の有効期間中に大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に本対応方針に基づき対抗措置を講じることについて本定時株主総会に付議することを決議し、第5号議案として上程しております。詳細は、招集ご通知23ページ以下をご参照ください。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	96,583	流動負債	54,747
現金預金	30,585	支払手形及び工事未払金等	29,749
受取手形及び完成工事未収入金等	51,541	短期借入金	2,869
未成工事支出金	2,491	未払法人税等	266
立替金	3,338	未成工事受入金	8,629
JV工事未収入金	5,503	預り金	2,653
その他	3,130	未払消費税等	7,788
貸倒引当金	△8	完成工事補償引当金	381
		工事損失引当金	50
		賞与引当金	979
		その他	1,378
		固定負債	10,935
固定資産	38,998	長期借入金	2,722
有形固定資産	31,508	繰延税金負債	156
建物及び構築物	13,428	土地再評価に係る繰延税金負債	2,206
機械、運搬具及び工具器具備品	25,576	その他の引当金	85
土地	21,358	退職給付に係る負債	5,202
建設仮勘定	300	その他	562
減価償却累計額	△29,156	負債合計	65,682
無形固定資産	942	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,547	株主資本	64,886
投資有価証券	2,732	資本金	14,049
繰延税金資産	2,243	資本剰余金	6,066
退職給付に係る資産	254	利益剰余金	44,931
その他	1,426	自己株式	△161
貸倒引当金	△110	その他の包括利益累計額	3,233
		その他有価証券評価差額金	661
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	3,070
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	△500
		非支配株主持分	1,780
資産合計	135,582	純資産合計	69,899
		負債純資産合計	135,582

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	151,626	
兼業事業売上高	898	152,524
売上原価		
完成工事原価	133,091	
兼業事業売上原価	391	133,483
売上総利益		
完成工事総利益	18,534	
兼業事業総利益	506	19,040
販売費及び一般管理費		9,424
営業利益		9,616
営業外収益		
受取利息及び配当金	58	
為替差益	159	
その他	25	244
営業外費用		
支払利息	96	
事業再編関連費用	394	
コミットメントフィー	36	
その他	194	720
経常利益		9,139
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	9	
保険解約返戻金	14	
その他	1	37
特別損失		
減損損失	230	
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	12	
投資有価証券売却損	0	258
税金等調整前当期純利益		8,918
法人税、住民税及び事業税	2,308	
法人税等調整額	617	2,925
当期純利益		5,992
非支配株主に帰属する当期純利益		128
親会社株主に帰属する当期純利益		5,863

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	86,892	流動負債	50,053
現金預金	24,217	支払手形	2,611
受取手形	329	電子記録債務	8,411
電子記録債権	1,408	工事未払金	16,183
完成工事未収入金	47,325	短期借入金	2,586
有価証券	52	リース債務	84
未成工事支出金	2,378	未払法人税等	79
JV工事未収入金	5,492	未払消費税等	7,459
立替金	3,371	未成工事受入金	7,570
その他	2,324	預り金	2,493
貸倒引当金	△8	完成工事補償引当金	370
		工事損失引当金	50
固定資産	36,222	賞与引当金	859
有形固定資産	28,103	その他	1,294
建物・構築物	11,835	固定負債	9,555
減価償却累計額	△8,129	長期借入金	2,702
機械・運搬具	15,823	リース債務	205
減価償却累計額	△12,167	土地再評価に係る繰延税金負債	2,206
工具器具・備品	1,919	退職給付引当金	4,050
減価償却累計額	△1,503	役員株式報酬引当金	72
土地	19,761	資産除去債務	22
リース資産	522	その他	295
減価償却累計額	△259	負債合計	59,609
建設仮勘定	300		
無形固定資産	927	(純資産の部)	
ソフトウェア	860	株主資本	59,971
リース資産	4	資本金	14,049
その他	62	資本剰余金	5,840
投資その他の資産	7,190	資本準備金	5,840
投資有価証券	2,012	利益剰余金	40,241
関係会社株式	1,596	利益準備金	195
長期貸付金	931	その他利益剰余金	40,046
破産更生債権等	64	別途積立金	3,000
長期前払費用	2	繰越利益剰余金	37,046
繰延税金資産	1,571	自己株式	△161
その他	1,119	評価・換算差額等	3,534
貸倒引当金	△109	その他有価証券評価差額金	463
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	3,070
資産合計	123,115	純資産合計	63,505
		負債純資産合計	123,115

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	135,913	
不動産事業売上高	657	136,570
売上原価		
完成工事原価	119,719	
不動産事業売上原価	418	120,137
売上総利益		
完成工事総利益	16,194	
不動産事業総利益	238	16,433
販売費及び一般管理費		7,969
営業利益		8,463
営業外収益		
受取利息及び配当金	160	
為替差益	152	
その他	22	335
営業外費用		
支払利息	87	
事業再編関連費用	394	
コミットメントフィー	36	
その他	54	572
経常利益		8,226
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	9	
その他	1	16
特別損失		
減損損失	230	
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	9	254
税引前当期純利益		7,989
法人税、住民税及び事業税	1,922	
法人税等調整額	642	2,565
当期純利益		5,423

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 祐暢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東洋建設株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 祐暢
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、総合監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、関係会社社長会等の会議に出席するとともに、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましても、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 内部監査に関しましては、事前に総合監査部から監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けるとともに意見を表明いたしました。
 - ⑥ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 なお、事業報告に記載のとおり当社の子会社であるタチバナ工業株式会社の元役員が公契約関係競売等妨害罪で起訴されました。当社はタチバナ工業株式会社の再発防止に向けた取り組みを監督していくとしています。監査役会としては当社の当該監督の実施状況を監視し検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

東洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役	乙 成 哲	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	福 田 二 郎	Ⓔ
常勤監査役 (社外監査役)	染 河 清 剛	Ⓔ

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。